

医政総発0417第1号  
医政地発0417第1号  
健感発0417第1号  
令和2年4月17日

各 都道府県  
保健所設置市  
特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長  
厚生労働省医政局地域医療計画課長  
厚生労働省健康局結核感染症課長  
(公印省略)

## 新型コロナウイルス感染症対応に係る医療機関の開設手続等について

新型コロナウイルス感染症に係る医療法上の臨時的な取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症の対応に係る医療法上の手続について」（令和2年2月16日付け厚生労働省医政局総務課・健康局結核感染症課事務連絡）等においてお示ししてきたところである。

「帰国者・接触者外来の増加策及び対応能力向上策について」（令和2年4月15日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）において、プレハブや大型のテントの設置等による帰国者・接触者外来の機能分化や外来機能の強化・効率化についてお示ししているように、現在の新型コロナウイルス感染症の流行状況を踏まえれば、地域毎に柔軟な医療提供体制を、迅速に構築していく必要がある。このため、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第48条第1項に規定する臨時の医療施設以外の医療機関について、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）に規定する医療機関開設時の手続等の取扱いを下記のとおり定めるので、内容を御了知の上、その実施に遺漏なきようお願いする。なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

### 記

1. 法に基づき医療機関を開設し若しくは以前に開設し又は指定管理者制度により医療機関の管理を行う等地域医療の提供に関する一定の実績を有する者（以下「開設予定者」という。）が、地域における新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、同地域の医療提供

体制の確保に資するよう、同感染症が収束するまでの間の対応として新たに医療機関を開設しようとする場合には、開設予定者が、適正かつ安全な医療を提供するための法に規定する義務（施設・人員・構造設備基準、医療安全等）を行うことが可能であると認められることを確認した上で、法第7条第1項又は第8条の規定に基づく医療機関の開設に係る許可の申請又は届出は適切な時期に事後的に行うこととして差し支えないこと。また、この場合において、

- ① 病床の設置を伴う場合には、「新型コロナウイルス感染症に係る病床設置の医療法上の手続の取扱いについて」（令和2年4月10日付け医政発0410第15号厚生労働省医政局長通知。以下「医政局長通知」という。）で示しているところであるが、
    - ・ 病院に関し、医政局長通知の1又は2に該当する場合は、法第7条の2第7項又は医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下「令」という。）第5条の3第2項の規定に基づく厚生労働大臣への協議が必要であり、その際医政局長通知の別紙様式1又は2により協議すること
    - ・ 診療所に関し、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第1条の14第7項第2号又は第5号（特措法第38条第1項の特定都道府県の区域内において開設される診療所に限る。）に該当し、法第7条第3項に規定する許可是要せず、法第7条の2第7項及び令第5条の3第2項の規定に基づく厚生労働大臣への協議についても要しないこと
  - ② 病院等の開設者が事前に当該建物等の安全を十分に確認するときには、法第27条の規定に基づく使用前検査及び使用許可の手続についても同様に事後的に行うこととして差し支えないこと
- について併せてご留意願いたい。

2. 病院、診療所等の管理者が、新型コロナウイルス感染症患者に対する診療等の医療活動に従事する場合又は新型コロナウイルス感染症に罹患したことを理由に一定期間診療に従事しない場合において、当該管理者が必要に応じて一時的に管理者に代わる医師を確保する（複数の医師による協力を得て開院日毎に管理者に代わる者を確保することを含む。）とともに、あらかじめ医療の提供に係る責任を明確にするときは、令第4条第1項及び第3項に規定する届出は行わずに当該病院等における診療の継続を認めて差し支えない。

3. 医療機関の開設手続に関しては上記1のとおりとするが、新型コロナウイルス感染症への迅速な対応を図る観点から、「新型コロナウイルス感染症にかかる医療法上の手続について」（令和2年2月16日付け厚生労働省医政局総務課・健康局結核感染症課事務連絡）等により医療機関の構造設備等の変更手続きに関する取扱いを示してきたところである。これらの取扱いについて、下記のとおり整理し改めてお知らせするので、ご留意いただきたい。

（1）病院の病床数、構造設備の変更について

法第7条第2項の都道府県知事等の許可並びに法第27条の都道府県知事等の検査及び許可は、事後の適切な時期に行うこととして差し支えないこと。ただし、下記の対応を行うこととされたい。

- ・ 特定都道府県の区域内にある病院に係る手続に際しては、各病院から都道府県への事前の情報提供を求めるものとし、得られた情報について厚生労働省医政局に報告する。
- ・ その他の区域にある病院に係る手続に関しては、医政局長通知の1又は2のとおり取り扱うこと。

(2) 診療所の病床数、構造設備の変更について

法第7条第2項若しくは第3項の都道府県知事等の許可、令第3条の3若しくは第4条第3項の都道府県知事等に対する届出並びに法第27条の都道府県知事等の検査及び許可は、事後の適切な時期に行うこととして差し支えないこと。

<照会先>

厚生労働省医政局総務課企画法令係（内線：2529、2518）